

交通機関の助成制度等について

■JR旅客運賃割引（身体障害者手帳・療育手帳）

対象者	割引対象 乗車券類	割引	内 容
第1種障がい者とその 介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	回数乗車券はJR線区間単独の販売となります。
第1種障がい者とその 介護者又は12歳未満 の障がい者とその介護 者	定期乗車券 (小児定期乗 車券を除く)	50%	小児定期旅客運賃については割引 は適用されません。
第1種、第2種障がい 者が単独でご利用にな る場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが101キロ以上 の場合

※手続き先窓口：各JR駅窓口（窓口にて手帳を提示してください。）

■航空運賃割引（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）※国内線のみ適用

対象者	内 容
12歳以上の身体障害者手帳、精神障害 者保健福祉手帳、療育手帳を所持してい る方および、同一便に搭乗する介護者	本人及び介護者とも 航空運賃15～40% ※航空会社で割引率が異なります

※手続き先窓口：各航空券販売窓口（窓口にて手帳を提示してください。）

■バス運賃割引（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

対象者	内 容	相談窓口
第1種身体障がい者（児） 療育手帳A判定の方	本人及び介護者とも 50%割引	各バス会社
第2種身体障がい者（児） 療育手帳B判定の方	本人のみ 50%割引	
精神障がい者	※バス会社によって取り扱いが異なります。（要確認）	

※料金支払時または定期券等購入時に手帳を提示してください。

■タクシー運賃割引（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

対象者	内 容
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方	10%割引 ※タクシー会社によっては割引の取扱が異なる場合があります。

※乗務員に手帳を提示してください。

その他の制度について

■有料道路料金割引（身体障害者手帳・療育手帳）

対象者	内 容	相談窓口
第1種の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、障がい者本人又は介護者が運転する場合に割引が適用となります	通常料金の50%割引申請の際に、手帳、運転する方の免許証、使用する車の車検証（使用不可の車両もあります） ETCをご利用する場合は、利用するETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書の書類もお持ち下さい。	江差町役場 町民福祉課 （福祉子育て係） 電話 52-6720 東日本高速道路(株)
第2種の身体障害者手帳をお持ちの方は、障がい者本人が運転する場合のみ割引が適用となります。		

※本人又は家族等が所有する乗用自動車等。ただし、これらの方が自動車を所有していない場合、重度障がい者を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車等。

■駐車禁止除外指定車標章の交付

（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

対象者	内 容	相談窓口
(1)身体障がい者（部位で対象となる等級が違います） (2)知的障がい者（A判定） (3)精神障がい者（1級） (4)小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方	障がい者本人が運転または同乗（タクシーも含む）する場合に、本標章を提示すると駐車禁止の箇所にも駐車することができます。	江差警察署 電話 52-0110

■携帯電話の障がい者割引

（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

対象者	内 容	相談窓口
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを保持する方	基本料金等が割引。 携帯電話各社でサービスの詳細が異なりますので、詳しくは携帯電話各社の相談窓口までお問合せください。	各携帯電話会社の相談窓口

■NHK放送受信料の減免

（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

対象者	内 容	相談窓口
（１）身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	江差町役場 町民福祉課 （福祉子育て係） 電話 52-6720
（２）視覚・聴覚障がい者もしくは重度の障がい者（身体、知的、精神）が世帯主である場合	半額免除	

■江差町福祉タクシー利用助成

（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）受給者証）

・江差町内に居住する障がい等を持つ方が、日常生活の中で、医療機関や買い物などの交通手段として、町内でタクシーを利用する場合の負担を一部助成します。

対象者	内 容	相談窓口
身体障害者手帳 １級 身体障害者手帳 ２級または３級 （下肢・体幹機能障害に限る） 療育手帳 A判定 難病認定患者 （特定医療費（指定難病）受給者証所持者）	・タクシー利用券 （500円×60枚） を交付 ・１回の乗車につき５枚（2,500円）まで使用可能	江差町役場 町民福祉課 （福祉子育て係） 電話 52-6720

※利用範囲：町外の医療機関等（病院、歯科医院、鍼・灸整骨院等）への通院は利用できません。

■江差町高齢者等外出支援サービス

・自家用車や一般の交通機関での外出に制限や制約を受ける方に対し、通院移送及び社会参加の機会を提供することを目的に福祉車両での移送を行います。

対象者	内 容	相談窓口
(1) おおむね65歳以上で車いすを利用している方または、自力で外出することが困難な方 (2) 身体の障がい等により歩行及び移動が著しく困難な方	原則、自宅から町内の医療機関、福祉サービス提供場所までの区間を福祉車両により移送	江差町役場 高齢あんしん課 (高齢者支援係) 電話 52-6726

※介護保険や障害福祉制度による外出支援サービス等の利用者は、このサービスを利用出来ません。

※利用料金について：4時間まで640円（以後、1時間につき160円を加算）

■江差町交通費助成

高齢者等の生活と福祉の向上、健康増進を図ることを目的に、バス利用料金の助成を行います。

対象者	内 容	相談窓口
(1) 65歳以上の方（65歳の誕生日を迎えた日から対象） (2) 難病認定患者 （特定医療費（指定難病）受給者証所持者）	町内を運行する路線バス利用料金の2分の1を助成	江差町役場 高齢あんしん課 (高齢者支援係) 電話 52-6726

各種手当について

■障がい者（児）の手当

障がいのある方の経済的な援助として、次の手当の支給を行っています。

1. 障がい者（児）本人に支給される手当

(1) 特別障害者手当

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護が必要な20歳以上の在宅の方に支給されます。

(2) 障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活において、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。

2. 障がい児を養育している方に支給される手当

(1) 特別児童扶養手当

中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母などに支給されます。

3. 手当の支給額及び支給月

区 分		支給額	支 給 月
特別障害者手当		月額27,350円	毎年2月、5月、8月、11月に各月の前月までが支給されます。
障害児福祉手当		月額14,880円	
特別児童扶養手当	1級	月額52,500円	毎年4月、8月、12月に、各月の前月分までが支給されます。
	2級	月額34,970円	

4. 申請に必要なもの

(1) 特別障害者手当・障害児福祉手当

- ①所定の認定請求書・診断書
- ②所定の所得状況届（障害年金受給者は直近の支払通知書の写し等を添付）
- ③全世帯員の住民票
- ④申請者の戸籍「謄本」または「抄本」
- ⑤金融機関の通帳（申請者本人名義のもの）
- ⑥同意書
- ⑦マイナンバーがわかるもの

(2) 特別児童扶養手当

- ①所定の認定請求書・診断書
- ②全世帯員の住民票
- ③申請者の戸籍「謄本」または「抄本」
- ④金融機関の振込先口座申出書（証明済のもの）
- ⑤金融機関の通帳（申請者本人名義のもの）
- ⑥同意書
- ⑦マイナンバーがわかるもの

※障がいの程度や本人・ご家族の所得、施設入所などによる支給制限があります。

権利擁護について

■成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々の権利と財産を守り、支援をするのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で行う法律行為に同意をしたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護し支援します。

【成年後見制度の概要】

区 分		本人の判断能力	援助者	事務	手続き
法定後見	後 見	判断能力が欠けているのが通常の状態	成年後見人	財産管理 身上監護	家庭裁判所に申立をし、家庭裁判所が成年後見人・保佐人・補助人を選任
	保 佐	判断能力が著しく不十分	保佐人		
	補 助	判断能力が不十分な人	補助人		
任意後見		本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。			

※援助者には、必要に応じて、複数の人や法人のほか市民後見人を選任することもあります。

■江差町成年後見支援センター

成年後見制度の普及や利用促進を図るため、町の委託により江差町社会福祉協議会にセンターを設置し次の事業を行っています。

【事業内容】

1. 成年後見制度利用支援事業に関すること

- (1) 成年後見制度の普及啓発
- (2) 成年後見制度の利用に関する相談及び手続きの支援
- (3) 成年後見業務に係る関係機関との連携及び情報提供

2. 成年後見等事業に関すること

(1) 成年後見人等の受任支援

※社会福祉協議会が“法人”として、成年後見人等を受任する“法人後見事業”を行っています。

(2) 市民後見人の養成及び後見活動支援

(3) 市民後見人の監督業務

【相談窓口】

社会福祉法人江差町社会福祉協議会（新栄町264-2 老人福祉センター内）

電 話：52-2441

相談方法：月曜日～金曜日 8：45～17：15（年末年始を除く）

相談料：無料

■日常生活自立支援事業

【概要】 高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続や生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをし、地域で自立した生活が送られるように支援するものです。

【対象者】 高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている方で、以下のようの方が利用できます。

1. 日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。
2. 医師による認知症の診断や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。
3. 「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

【内 容】

1. 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
2. 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い
3. 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い
4. 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり（金融機関の貸金庫でお預かりします）

【利用料】 1回につき、1,200円と交通費の実費負担分（生活保護受給者は無料）

【手続き】 利用を希望する場合は、江差町社会福祉協議会にご相談ください。

【相談窓口】

社会福祉法人江差町社会福祉協議会（新栄町264-2 老人福祉センター内）

電話：52-2441

■選挙における郵便による不在者投票（身体障害者手帳・介護保険被保険者証）
身体に重度の障がい等があることにより、直接投票所へ行くことができない方

区 分	障がいの種類	障がいの 程度・等級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能障がい	1～2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能障がい	1～3級
	免疫、肝臓機能の障がい	
介護保険 被保険者証	介護保険要介護状態区分 要介護5	

※手帳の記載では該当するかどうか分からない時は、下記事務局にお問合せください。

【手続き】 この制度を利用するには、事前に町選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。選挙の都度、投票用紙の請求を行い、郵便により投票用紙を返送します。

【問合せ】 江差町選挙管理委員会事務局 電話 52-6711



FAX 0139-52-5666